

PDF issue: 2025-07-01

Equitable Access to Higher Education in Vietnam: Effects of Government's Financial Support for Low Income Students

中田, 志郎

(Degree) 博士 (学術) (Date of Degree) 2014-03-25 (Date of Publication) 2015-03-01 (Resource Type) doctoral thesis (Report Number) 甲第6022号 (URL) https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006022

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審查結果報告要旨

博士学位論文

論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名

中田志郎

学位の種類

博士 (学術)

学位授与の条件

神戸大学学位規程第5条第1項該当

学位論文の題目

 ${\bf Equitable} \ {\bf Access} \ {\bf to} \ {\bf Higher} \ {\bf Education} \ {\bf in} \ {\bf Vietnam} ;$

Effects of Government's Financial Support for Low

Income Students

(ベトナムにおける高等教育アクセス機会の公平性 - 政府

の低所得者財政支援の効果 -)

審査委員

主査

教授 小川啓-

教授 駿河輝和

准教授 島村 靖治

論文内容の要旨

近年、高等教育が開発途上国の経済社会発展に果たす役割は、ますます大きくなっており、多くの開発途上国において高等教育を受けた就学者が増加傾向にある。ベトナムにおいても、ドイモイ改革による市場経済システム導入からの過去20年の経済成長および、経済成長に伴う労働市場の変化から高等教育への投資の収益率が高まり、高等教育に対する需要が急速に拡大した。ベトナム政府は需要の急拡大に応えるべく、高等教育機関の新規設立を推進し、高等教育の供給を大きく増加させてきた。その結果、ベトナムにおける高等教育への就学率は上昇を続け、いわゆるマス高等教育の段階に向かっていると言える。

急速な高等教育の拡大を支えるため、ベトナム政府はコストシェア政策を進めた。かつて無償であった高等教育に学費やその他の経費に対する受益者負担制度が導入され、結果的に、高等教育費用の家計負担は増加した。特に所得レベルの低い層において、家計支出に占める高等教育への支出割合は高く、重い負担となっている。その結果、高等教育機会へのアクセスにおいて所得階層間での大きな不均等の存在が指摘されるに至っている。

経済発展の成果をより平等に行き渡らせるためにも、高等教育への平等なアクセス機会の提供はベトナム政府にとって重要な政策課題であり、すでに低所得家庭を対象とした 3 つの財政的支援策(学費免除、奨学金、優遇学生ローン)が導入されている。これら財政的支援策の有効性を担保し、より多くの低所得者が裨益することは、今後のベトナムにおける高等教育アクセスの公平性を高めるうえで重要であると考えられる。

こうした状況を踏まえ、本研究では、以下の 2 点を追究することを研究の目的としている。第一に、ベトナムの高等教育での就学の決定要因を分析する。具体的には、後期中等教育卒業者の個人属性、家庭背景、居住地域の特徴が、どのように大学・短期大学への就学に有意に関係しているかを分析する。特に借入制約の影響、つまり教育投資のための融資が受けられないという制約条件の影響、に焦点を当て、短期的流動性不足による就学への影響の程度を分析する。

第二には、ベトナム政府の提供する財政的支援の影響について分析を行う。具体的には、 財政支援が異なる社会経済背景を有する学生にどのように分配されているか、神益学生世 帯の高等教育支出に対して如何なる影響を与えているか、特に、低所得世帯の後期中等教 育卒業者の就学可能性を向上させる効果をもたらしているかを分析する。

近年、実際に多くの開発途上国で高等教育において財政的援助スキームが導入されている状況にありながら、途上国の高等教育における財政的援助の影響に関する実証分析の蓄積は僅少である。よって、本研究ではベトナムの財政支援の影響を定量的に分析し、本テーマに関する実証的知見を提供する。

上述の 2 つの研究目的を達成するために、関連する先行研究に基づき、本研究では次のような仮説を設定した。第一に、高等教育への就学は、個人属性および家庭背景、居住地域の要因に有意に影響を受けていると予測される。また、借入制約は高等教育への就学可

能性に強く影響を及ぼしていると予測される。高等教育機関種別の比較においは、大学への就学は、短期大学への就学に比べ、はるかに強く上記の要因によって影響を受ける、すなわち平等なアクセスが確保できていないと予測される。

第二に、ベトナム政府の低所得者層向けの財政的支援の影響については、3つの財政支援 はそれぞれ低所得者層に届いており、裨益世帯の高等教育への支出負担を軽減する効果を もたらしていると想定される。そして、そのような低所得世帯への財政負担の軽減効果に より、財政的支援策は低所得世帯の後期中等教育卒業者の高等教育に対する就学可能性を 向上させる影響を与えていると予測される。

本研究では、上記の研究目的を明らかにするため、二期消費モデルを用いて、高等教育 投資に関する意思決定理論モデルを作成した。この理論モデルは、最適な高等教育投資レ ベルの決定方法、および借入制約の教育投資への影響、財政支援の教育投資促進効果の分 析を目的とし、採用している。

当該理論モデルに基づき、仮説を検証するため、本研究では 2 つの分析モデルを適用した。第一は、高等教育の就学の決定要因を分析することを目的とした多項ロジットモデルである。個人属性・家庭背景・地域的要因に関する変数を説明変数とし、大学、短大別の就学状況を被説明変数とする。

第二には、財政的支援の高等教育の就学可能性に対する影響を分析するための操作変数 手法を用いた二段階最小二乗法モデルである。操作変数として、ベトナム政府の定める「貧 困家庭認証」を活用した。「貧困家庭認証」は地方政府によって貧困ライン以下の世帯に付 与される認証であるが、必ずしも貧困世帯すべてに付与されているわけではない。そのた め、同じ貧困家庭でも認証を受けているかどうかによって高等教育に対する財政的支援の 裨益確率に差が発生する。この差を利用して、財政的支援の高等教育の就学確率に対する 効果を推計している。

これらの分析モデルは、家計調査 (Vietnam Household Living Standard Survey) データの 2010 年版を用いて検証された。18 歳から 22 歳の年齢層に属し、かつ、後期中等教育の修了資格を有しているデータをサンプルとして用いた。なお、ベトナムでは後期中等教育へのアクセスは、貧困層には未だ普遍的とはいえず、この点において、本研究のサンプルは、ある一定の偏りが生じると言わざるを得ない。

これらの分析の結果、本研究では以下のことが明らかとなった。第一に、ベトナムでの 高等教育の就学可能性は、個人属性・家庭背景・地域的要因によって強く影響を受けてい ることが確認された。大学と短期大学の比較では、短期大学への就学可能性は、家庭背景・ 地域的要因による影響がはるかに少なく、先行研究で有意とされていた両親の教育レベル や農村部居住の変数は、短期大学への就学可能性には強く影響していないことが析出され た。反面、大学への就学可能性は家庭背景・地域的要因に強く影響を受けている。

第二に、借入制約は大学と短期大学への就学に対して大きく異なった影響を及ぼしていることが明らかになった。長期的経済状況をコントロールするための世帯資産指標変数は

大学、短期大学の就学に対していずれにも有意に正の影響があったが、一人当たり収入額に表される短期的所得変数は、大学への就学可能性には正の影響があり、短期大学への就学可能性には負の影響があることが分かった。つまり、借入制約は大学就学に対してより強く影響を与えており、そのため、家庭の収入レベルによって、大学と短期大学への進学が、いわば代替的な選択肢となっていることが示唆される。

第三に、学費免除と優遇学生ローンは低所得層に、特に重点的に貸与されている反面、 奨学金は非低所得者にも広く配賦され、低所得者への奨学金支給額は比較的に少ないこと が分かった。

第四に、学費免除は家庭の高等教育支出を大きく減少させる影響があり、優遇学生ローンは家庭の高等教育支出を増加させる効果があることが分かった。 奨学金については、有意な影響は確認できなかった。

第五に、財政的支援の高等教育への就学可能性への影響については、上記 3 つの支援は同じ仕組みで影響を及ぼすと考えられる。そのため、操作変数の汎用性の観点から、3 つの財政的支援を合わせ、それぞれを区別せずに推定した。その結果、すべての地方を対象とした分析では、「全所得レベルを含んだ推定」および「低所得レベル(第 2 四分位階級以下)のみを含んだ推定」のどちらでも財政的支援の有意な結果は確認されなかった。続いて、分析対象を、5 つの中央直轄市のうち 4 つを擁し伝統的に高等教育機関がより多く分布する3 つの地方、並びに、中部唯一の中央直轄市であるダナン市の周辺の3 つの省に限定した場合、低所得レベルのみを含んだ推定において、財政的支援の統計的に有意な正の影響があることが明らかとなった。中央直轄市は高等教育機関が多く、周辺居住者は就学に係る移動宿泊費等の直接費用が比較的低いことから、財政支援が与える就学促進効果は大きくなると考えられる。当該分析結果から、財政的支援が低所得者層の高等教育への就学可能性向上に正の影響を与えていること、並びに、高等教育機関に地理的に近く就学にかかる直接費用が比較的低い地域において財政支援の就学促進効果が発揮されているものの、それ以外の地域では効果は限定的だということが明らかとなった。

ベトナム政府は、今後も高等教育の供給面の拡充、アクセス機会の平等性を高めるために低所得者層へ向けた財政的支援の拡充に取り組む必要があり、その際、支援金額が比較的大きい優遇学生ローンを積極的に活用すること、低所得者層へ支援をより注力すること、また、高等教育機関の少ない遠隔の地域出身者に対してより重点的な負担軽減の措置を行うことが望ましいと考えられる。

審査結果の要旨

本論文は、ベトナムの高等教育への就学状況を事例とした、高等教育就学の決定要因および財政支援政策の効果に関する研究である。また、本論文は著者自身がベトナムでの教育開発プロジェクトに従事した豊富な現地経験から得た知見に基づき、近年の開発途上国における高等教育の量的拡大に伴い注目されつつある公平性の問題について、特に政府の介入効果に焦点を当て、定量的な研究手法を用い分析を行ったものである。開発途上国での高等教育における貧困層向け財政支援策については、各国で関連政策の導入が進捗しているもののその効果に対する実証研究の蓄積は少なく、先駆的な意義を持つ研究である。

本論文の主な学術的貢献は、以下の四点である。

第一に、本研究は、ベトナムでの高等教育における財政支援の効果について分析している ことは大変意義がある。貧困層の就学を促すための財政支援策は、多くの開発途上国で実施されているものの、高等教育においてその効果を定量的に分析した研究は僅少なためである。高等教育の普及が進み、公平性に関する課題が重要になっていくと考えられる中、限定的ではあるが財政支援策の就学に対する正の効果を、操作変数手法を取り入れて明らかにした点は高く評価することができる。

第二に、ベトナムの高等教育で大学と短期大学を区別して分析した点である。これまでのベトナム高校教育の公平性に関する研究では、高等教育機関の種別を区別した詳細な分析はあまり行われていない。本研究では、大学と短期大学の決定要因に大きな差異があることを明らかにしており、その点でこれまでの学術的知見を深めたことは重要である。政策的にも、近年の高等教育就学の拡大により、高等教育機関と高等教育就学者の多様化が進んでいると考えられるところ、本研究の貢献は、教育省が高等教育への就学促進に向けたさらなる対策を考案する際に大変有用であり、その点においても意義のある研究である。

第三に、本研究が借入制約の高等教育就学に与える影響ついて理論的に整理し、それに 基づいて実証的に分析している点である。人的資源投資において借入制約が影響を及ぼし ていることは、開発途上国において当然視され、各種の財政的支援の主な導入根拠となっ ているが、借入制約の影響を実証的に分析した研究は数少ない。本研究は、借入制約が高 等教育投資を減少させる点を教育投資モデルを適用して理論的に整理したうえで、データ 分析によって借入制約が特に大学への就学において影響を及ぼしていることを明らかにし ている。このように財政的支援の効果発現の前提となる借入制約についても深く分析し、 その影響を明らかにした点は高く評価することができる。

最後に、本研究が、ベトナムにおける近年の教育セクターの概要及びその変遷、高等教育の特徴や課題について、関連する政策や法令を整理したうえで、国際比較を交えながら、 詳細に明らかにした点も高く評価することができる。

しかしながら、その一方で、審査の過程を通じて以下の課題が指摘された。

第一に、操作変数の妥当性の問題が挙げられる。本研究では、「貧困家庭認証」というべ

トナム政府の制度を操作変数として、財政的支援の効果を明らかにすることに成功しているが、操作変数の妥当性について、若干の懸念が払拭しきれていないように思われる。「貧困家庭認証」の付与方法については、公式な制度上の仕組みは述べられており、個人の高等教育就学に影響を与えるその他の要因とは関係なく外生的に同認証が付与されていると説明されているが、実際の現場レベルでの認証付与の際に、公正に制度通りに運用されているかは不明な部分が残る。貧困家庭認証付与プロセスの公正性に係る先行研究は見受けられないところではあるが、可能性としては、高等教育就学にも影響する測定不可能な要因によって、認証の付与も影響される可能性もある。

第二に、財政的支援の就学促進効果について、高等教育機関が多く立地する中央直轄市の周辺地域おいて有意な就学促進効果が確認されたが、サンプルから当該地域に属するデータを抽出した際の標本抽出バイアスの可能性が完全に解決できていない。就学意欲の高い世帯が都市近郊に移動してきている可能性もあり、財政的支援の効果が過大評価される可能性も否定できない。このような指摘に対して、都市近郊と農村地域間の人口動態も含めたより深い分析が今後なされることが期待される。

上記の課題を指摘することはできるものの、これらは筆者の将来の研究によって補完されるべき課題であり、本研究が成した学問的貢献の価値をいささかも損なうものではない。したがって、これまでの審査を総合的に評価した結果、下記の審査委員は全員一致して、学位請求者が博士(学術)の学位を付与されるに十分な能力と資格を有するものと判断する。

平成 26年 3月 5日

審査委員 主査 教授 小川 啓一

教授 駿河 輝和

准教授 島村 靖治